# 令和8年度 (2026年度)

市民税•道民税•森林環境税

# 特別徴収の手引き

網走市

# 目 次

第	1	住民税の特別徴収	3
	1.	特別徴収とは	3
	2.	特別徴収義務者とは	3
	3.	特別徴収される人	3
第	2	特別徴収の事務取り扱い要綱	4
		特別徴収の開始にあたって	
	2.	月 割 額 の 徴 収	4
	3.	納入について	4
	4.	納 入 方 法	5
	5.	「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出について	5
	6.	特別徴収税額の変更について	5
	7.	特別徴収への切り替えについて	5
	8.	事業所の解散、休業、社名または所在地の変更について	5
	9.	審査請求および取消しの訴えについて	5
第	3	異動届出書の書き方	6
	1.	主 な 留 意 点	6
	2.	特別徴収継続の場合	7
	3.	普通徴収に切り替える場合	7
	4.	一括徴収する場合	9
	5.	普通徴収から特別徴収へ切り替える場合	.11
第	4	納入書の書き方	12
	1.	給与所得にかかる納入税額のみの場合	.12
	2.	給与所得にかかる納入税額のみの場合(納入金額(1)に変更がある場合)	
	及び	「退職所得にかかる納入税額がある場合	.12
	3.	退職所得にかかる納入税額がある場合	.12
第	5	退職所得にかかる市民税・道民税の特別徴収	13
	1.	退職所得の課税対象	.13
	2.	納 税 義 務 者	.13
	3.	税 額 の 算 出 方 法	.14
	4.	納 入 方 法	.15
第	6	地方税共通納税システム(eLTAX)について	19
	1.	eT./TAX のご客内について	.19

# 各特別徵収義務者 様

# 網 走 市 長 水 谷 洋 一

### 令和8年度(2026年度)

## 市民税・道民税・森林環境税特別徴収について

平素より市税につきまして、格別のご理解とご協力をい ただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度(2026年度)の市民税・道民税・森林環境税 特別徴収関係事務について、本書の事務取扱要領をご留意 のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 第1 住民税の特別徴収

#### 1. 特別徴収とは

特別徴収とは、給与所得にかかる市民税・道民税・森林環境税を納めやすくするため、 納税者が1年間に納めなければならない市民税・道民税・森林環境税を6月から翌年5 月までの12回に分けて、給与支払者が毎月給与の支払をする際、納税者から徴収し、 事業所ごとにまとめて納入していただく制度をいいます。

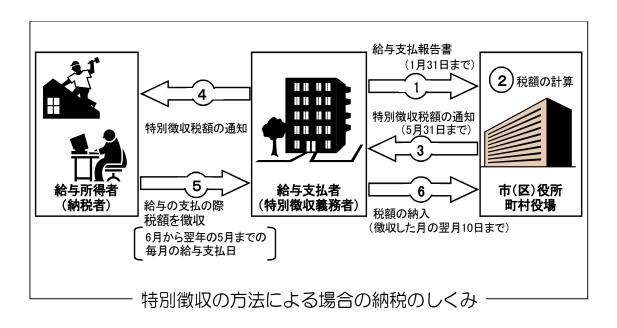
#### 2. 特別徴収義務者とは

地方税法および網走市税条例の規定により、特別徴収義務者の指定を受けている給与の支払者をいいます。

5月31日までに網走市から「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」が送達されますと特別徴収の義務が発生し、各納税者から毎月定められた税額(月割額)を徴収し、納期限(徴収した月の翌月10日)までに納入していただくことになります。

#### 3. 特別徴収される人

令和8年1月1日現在、網走市に住所を有し、令和7年中に給与所得があり、令和8年6月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人です。



#### 第2 特別徴収の事務取り扱い要綱

#### 1. 特別徴収の開始にあたって

5月31日までに網走市から「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用・特別徴収義務者用)」が送達されますと特別徴収の義務が発生します。

お送りしました<u>「令和8年度 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知</u>書(納税義務者用)」は、各納税者へお渡しください。

なお、各納税者にお渡しする前に、退職・転勤等により給与の支払いがなくなり交付できない方については、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出の際にお返しください。

#### 2. 月割額の徴収

「令和8年度 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に各納税者の月割額が算出してありますので、それにしたがって6月から翌年5月まで、毎月給与の支払いをする際、徴収してください。(~月分というのは、~月中に支払われる給与という意味ですので、ご注意ください)

なお、年税額 5,000 円の納税者については、最初の月の1回で全額徴収することとなっています。

また、<u>6月分と7月分以降の月割額は異なる場合が多いので、徴収の際には十分留意</u>願います。

#### 3. 納入について

徴収した月の翌月10日(土曜日にあたるときは、その翌々日、休日その他の公休日または収納取扱金融機関が休業日にあたるときは、その翌日)までに納入してください。なお、納期限までに納入しない場合は、その税額(1,000円未満の端数は切り捨て、または税額が2,000円未満は全額切り捨てます。)に納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、特例基準割合(※)に年7.3%を加えた割合(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については特例基準割合に年1%を加えた割合)を乗じた延滞金がかかります。(延滞金に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。)

※特例基準割合とは、当該年の前々年9月から前年8月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に年1%を加算した割合です。

#### 4. 納 入 方 法

「納入書」、「地方税共通納税システムによる電子納付」、「インターネットバンキング」 等の方法で納入することができます。納入書を利用する場合は、次の収納取扱金融機関 で納めてください。

網走市役所会計課、網走信用金庫、北海道銀行、北海道労働金庫、 ゆうちょ銀行(道内各支店)、オホーツク網走農協の各本・支店、網走市内各漁協、 北海道内の郵便局

#### 5. 「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出について

納税者が、退職・休職・死亡などの理由により給与の支払いを受けなくなったとき、 あるいは転勤により納税義務者が変更になったときは、その月の翌月10日までに、「特 別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

#### 6. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後で、税額の変更があったときは、「特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用・特別徴収義務者用)」を送付しますので、それ以降は、その通知書に記載されている変更後の税額により徴収し、納入していただくことになります。

#### 7. 特別徴収への切り替えについて

雇用等により普通徴収(個人で納付書払い)の方を特別徴収にする場合は、「普通徴収から特別徴収への給与所得者異動届出書」を提出してください。

#### 8. 事業所の解散、休業、社名または所在地の変更について

解散・休業などにより、特別徴収を継続できなくなった場合は、ただちに税務課市民税係に届け出てください。また、社名変更、所在地の変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称等変更届書」を提出してください。

#### 9. 審査請求および取消しの訴えについて

特別徴収税額に不服がある場合は、納税者は「令和8年度市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。特別徴収税額の裁決の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

#### 第3 異動届出書の書き方

#### 1. 主 な 留 意 点

(1) 特別徴収されている納税者が、退職、休職、死亡などの理由により給与の支払いを受けなくなったとき、あるいは転勤により納税義務者が変更になったときは、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入して、異動理由の発生した月の翌月10日までに提出してくださるようお願いいたします。

また、新年度特別徴収希望として給与支払報告書を提出された方が、1月2日から5月31日までの間に給与の支払いを受けなくなった場合も同様に、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してくださるようお願いいたします。

(2) 「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の用紙は2枚作成し、1枚目を網走 市へ提出し、2枚目を貴事業所の控えとして保管してください。

なお、郵送で提出する場合は、網走市提出用(1枚目)のみ送付し、<u>事業所控用</u> (2枚目)に当市受領印が必要な場合のみ**返信用封筒を同封のうえ**2枚合わせて送 付してください。

- (3) 右上の特別徴収義務者番号の欄には、指定番号を必ずご記入ください。
- (4) 納税者が、退職、転勤などの理由により住所を変更した場合は、必ず変更(異動) 後の住所(方書)をご記入ください。

また、結婚により退職した場合など、氏名に変更があったときは、変更後の氏名 および住所を詳しくご記入ください。

(5) 市民税・道民税・森林環境税が非課税の人、あるいは年税額 5,000 円以下ですで に1回で納付済みの人についても、その後異動があった場合には、異動届出書を提出してください。



#### 2. 特別徴収継続の場合

納税者が、転勤または退職後の新しい勤務地において、引き続き特別徴収の継続を希望する場合、経理担当者は**必ず事前に**転勤先の経理担当者と連絡をお取りください。

					70.70	継続す	する場合		※ 処理	1. 現年	连度 2. 新年度 3. 両年度
				提出して下さ↓ 税額がある場		, 必ず一括	徴収して下さい	١,	事項		
令和 年	E 月 日	給特別	所在地		060 -		*****			収義務者 番 号	9105209
市作 十	. д н	与 別 支 収	力11年4世	11.1%	光市 中タ	央区北1名 Tel	条西30丁 -	티 	法人 (個人事業主	人番号 Eは個人番号	446111261015
	14	払義	氏名又			- 10 10			連絡者の係及び氏名前	la .	人事課経理係
網走	市長様	者務者	は名称		例	乃商店	(株)		びにその電話番号	氏名	相 田 011-0000-0000 (1234
給 フリガナ	与 <b>レイ</b>	所	得 1	ウ特別律	(ア) 徴収税額 F税額)	徵収済月	(イ) 徴収済額	(ウ)=(ア)-(イ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	
氏 名 住 所	例網走市	乃 南15	一 p	24	円 <b>1,000</b>	9 月分 まで徴収済	8,000	円 <b>16,000</b>	0.0.00	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡	(下欄Aにもご記入願います) 2. 一括徴収
生年月日	平成 6	年 10	) 月 5	日 宛名	6番号(納税)	通知書番号)	0012345			5. その他	3. 普通徵収
A 転勤	か等により特!	別徴収	を継続する	る場合は、次の			sv.		-		
日生的宿	0.000 III	給特		郵便番号		- 0042				収義務者 番 号	
	2,000 円	与 別 徴		網走巾	潮見1	3丁目 5 Tel 01		- 6111	法人	番号 Eは個人番号	1
10 月分	分から徴収し	支収払義		100					連絡者の係	係	人事課経理係
納入する	٥,	老 務		何	小乃商	店 (株)	網走支店		及び氏名並びにその	八名 八名	伊藤
Naves com	Seni	者	100-14-14		S. W. W. W.	ALCO MANAGEMENT	The property of the second second		電話番号		0152-44-6111 (261)
B 給与	の支払を受	けなくだ	なった後の	月割額(未復	數収税額	)について	一括徴収する	場合は、次の	欄に記載し	て下さい。	
Mark va		舌徴収の			-		括徵収予分	一一括復	数収分は	月分 **	市記入欄
1. 異動が ( 月	年12月31日	までで、一	-括徴収の甲	出があったため	等の支払	予定月日 (	(上記(ウ)と同	額)で	が納入します。	,	
2. 異動が	and the second of the second o										

#### 3. 普通徴収に切り替える場合

納税者が、退職、休職、長期欠勤、死亡、会社解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合、未徴収税額は個人で納めていただく普通徴収になります。後日、納税者本人に未徴収税額分の「市民税・道民税・森林環境税納入書」を送付することになりますので、結婚、引越しなどで氏名、住所に変更がある場合は、新旧の氏名、住所を記入してください。

ただし、1月1日から4月30日の間に退職、休職した人は、一括徴収の方法によります。 (9ページ記載例参照)

《記載例》 ②異動があった場合 ③1月1日以降に退職	は、すみ	- ×やかに打	是出して下さ	۲۷.	75.				※ 処理 事項	1.	現年度	<b>2</b> . 新年度 3. 両年度
令和 年 月 日	給 粉 身	所在地	125550000	093 古つ/		7丁目10一	2		特別復 指 定			9123456
1 23 H	支收	77 11.70	阿足	(h ) (	Tel	1810-	ა 		法/ (個人事業	人番号 主は個		1230456078901
網走市長様	払 者 務 者)	氏名又 は名称	(	有) つ	くし自	動車工業			連絡者の保及び氏名のではそのでは、	ž –	係 氏名 電話	人 事 上 野 0152-44-6111 (277)
給 与 フリガナ <b>コウ</b>	チマ		/	(ア) 別徴収税額 (年税額)	徵収済月	(イ) 徴収済額		ア)-(イ) 収税額	異動年月日	異動	の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名 <b>甲</b> 住所 沖繩県糸		<u> </u>	80	円 <b>86,000</b>	<mark>7</mark> 月分 まで徴収?		30,0	000	0.0.00	2. 3.	退職 転勤 休職 死亡	1. 特別徴収継続 (下欄Aにもご記入願います) 2. 一括徴収 (下欄Bにもご記入願います)
生年月日 平成 5	年 4	月 <b>13</b>	日 3	包名番号(納税	通知書番号)	0987654					その他	3. 普通徵収
A 転勤等により特	別徴収を	を継続す			己載して下	<i>さい。</i>						
月割額 円 月分から徴収し	給 与 支 収	所在地	郵便番号	番号 − Tel − −					特別徵収義務者 指定番号 法人番号 (個人事業主は個人番号)		号	
納入する。	人 払 者	氏名又 は名称							連絡者の任及び氏名がにその電話番	É	係 氏名 電話	
B 給与の支払を受	けなくな	こった後の	0月割額(未	徴収税額	i)につい	て一括徴収する	場合に	ま、次の村	闌に記載し	て下	さい。	
1. 異動が 年12月31日 ( 月 日申出)		括徴収の申	出があったため		は退職手当 以予定月日 ・	一 括 徴 収 予 : (上記(ウ)と同	A 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		収分は 納入します 月10日納期		分 ** **	記人欄
ため									- 2000			



#### 4. 一括徴収する場合

(1) 一括徴収とは

納税者が退職・休職などの異動により特別徴収されないこととなった場合、残りの税額を普通徴収(個人で納付書払い)へ変更せず、事業所が退職日の月末までに 全額徴収し、翌月10日までに納入する方法をいいます。

なお、この一括徴収の取扱いは、月割額(年12回徴収分)の未徴収分について の取扱い方法であり、退職手当そのものに課税される特別徴収とは関係ありません。

(2) 一括徴収の対象となる納税者

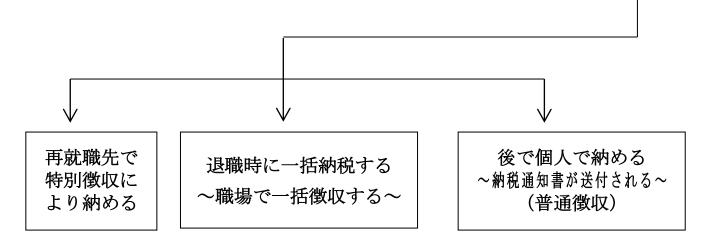
6月1日から翌年の4月30日までの間に退職または休職される納税者で、退職 後支払われるべき給与または退職手当などが未徴収税額(残りの月割額の総額)を 超えている場合に一括徴収の対象となります。

- (3) 一括徴収の方法
  - ①6月1日から12月31日までの間に退職または休職される納税者については、 退職日の月末までに一括徴収することの了解を得て徴収してください。(「一括徴収の理由」の欄にある「異動者印」の押印が必要です)
  - ②1月1日から4月30日までの間に退職または休職される納税者については、本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければなりません。(地方税法第32 1条5第2項)
- (4) 一括徴収した場合の届出
  - 一括徴収した場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の一括徴収の 理由、一括徴収予定月日、一括徴収予定額を必ず記入し、退職などをした月の翌月 10日までに提出してください。

◎異動が	あった場合	は、すみ	xやかに打	是出して下さ	<i>\</i> \		以する場質		※ 処理 事項	1. 現年度	<b>E</b> 2. 新年度 3. 両年度	
令和 年	月 日	(特別 特別 大	所在地	MINISTRA PRESIDENT	093 - 南10	条東10	丁目 .52 - 44	-6111	指分法	放収義務者 産番号 人番号 主は個人番号)	9030005	
網走す	市長様	支 払 者 ()	氏名又 は名称	丙田	商事	Control of the Contro	.02 44	0111	連絡者の及び氏名びにその電話番	並氏名	経理 岡田 0152-44-6111 (261)	
カリガナ	与 <b>~1</b>	所			(ア) 徴収税額 F税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ)=(ア)-(イ) 未徴収税額	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	
氏 名 住 所	丙網走市	田 南10			円 3,600	1 月分 まで徴収済	円 19,400	円 9,200	0000	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡	1. 特別徴収継続 (下欄Aにもご記入願います) 2. 一括徴収 下欄Bにもご記入願います)	
生年月日	平成 3					通知書番号)	0234678			5. その他	3. 普通徵収	
月割額	円から徴収し	例 給 与 支 払 者(特別徴収義務者)	所在地氏名又は名称	る場合は、次 郵便番号	(7) 種(こ計画)	で Tel	- -	-	指发法	並氏名		
1. 異動が	一指 年12月31日 日申出)	舌徴収の までで、一	理由 括徴収の申	)月割額(未管 出があったため 続の希望がない	給与又は 等の支払	退職手当一	一括徴収する場 括 徴 収 予 元 上記(ウ)と同 9,200	注額 額) 円	欄に記載し <b>な収分は 2</b> <b>*納入します</b> 月10日納期	月分 **市	記入欄	

# **♦◇♦◇♦◇♦◇♦◇♦◇♦◇♦◇<b>♦ 退職後の納税のしくみ ♦◇♦◇♦◇♦◇♦◇♦◇**♦

徴収する回数	1回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8回	9 回	10 回	11 回	12 回	
徴収する月	6月	7月	8月	9月	10月	11 月	12 月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	計
市・道民税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
・森林環境税	7,300	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	86,500
の月割額													
在 職 中	円	円	円	円	7,200 月	· 艮	個	人で納る	めていた	だく税額	額		円
(特別徴収税額)	7,300	7,200	7,200	7,200	7,200	)			$\overline{}$				36,100
退職後				•		円	円	円	円	円	円	円	円
(普通徴収税額)	J	職場を通	直して納る	めた税額	ĺ	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	50,400

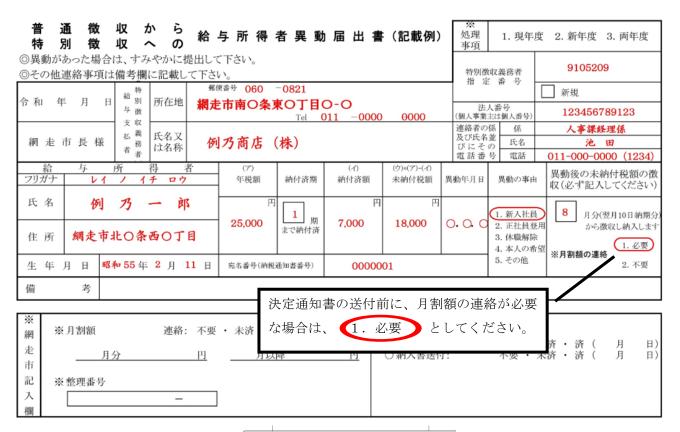




#### 5. 普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

普通徴収(個人で納付書払い)されていた方を、雇用等に伴い特別徴収へ切り替える場合は、納税者本人へ送付された納税通知書の通知番号、年税額、納付済額を確認のうえ、「普通徴収から特別徴収への給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、すみやかに提出してください。また、特別徴収切り替え後の月割額は、通常異動届出書を提出した日の月末に決定通知書の送付でのご連絡となりますが、早急に連絡が必要な場合は、備考欄にその旨を記入してください。

#### 〈特別徴収へ切り替える場合の記載例〉



# 〇×商事 入社式



#### 第4 納入書の書き方

## 1. **給与所得にかかる納入税額のみの場合** (納入金額(1)に変更がない場合)

- ○年、月および指定番号が記入されている ことを確認してください。
- ○納入金額(1)の欄の金額に変更がない場合は、当初納入書をそのまま使用してください。

北海追網	臣 市 森林環境報 視収証書公	北海
市区町村コード	口座番号 加入者名	市区町
0 1 2 1 1 4	02890-4-960089 網走市会計管理者	0 1 2
月別 <b>令和</b> ○年 ○月分	# <sup>定</sup>	円月別
割入すべき金額が 納入金額(1)の欄の金 異なるときは、納入 (1)の欄を横線で抹? 納入金額(2)の棚とれてください。 納期限 令和○年○月	額と 納 類 類 所得分	納入金額   納入金額     納入金ると     (1)の金額     でくださ     納別限   
of the	5条東1丁目10番地 株式会社 様 <sup>印</sup>	(特別徴) 住 所在地氏 氏 又は 教

(おもて)

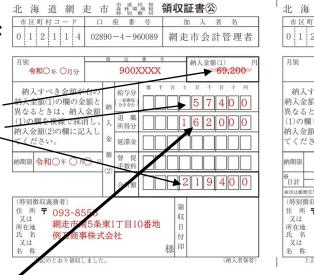
# 給与所得にかかる納入税額のみの場合 (納入金額(1)に変更がある場合)及び 退職所得に係る納入税額がある場合

- ○納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)に横線を引き、納入金額(2)の欄の給与分及び合計額に変更後の金額を記入してください。 **Yマークは不要です。**
- ○納入書は、3枚つづりになっています。 月、指定番号、月割額、特別徴収義務者欄は、3枚とも間違いなく記入されている ことを確認してください。

市民税分・道民税分を合わせた金額を おもて面の退職所得分に記入する (例) 97,200 円+64,800 円=162,000 円

#### 3. 退職所得にかかる納入税額がある場合

- ○退職所得にかかる納入税額がある場合は、 うら面の「市民税・道民税納入申告書」に 記入してください。
- ○記入例のとおり、月分、人員、退職手当等 支払金額、市民税、道民税は必ず記入して ください。





網 走 市 (うら)

#### 第5 退職所得にかかる市民税・道民税の特別徴収(分離課税にかかる所得割)

#### 1. 退職所得の課税対象

分離課税の対象となるものは、退職によって雇主から支給される退職金、一時金等で、 名称のいかんを問いません。

ただし、次に当たるものは課税対象となりません。

- (1) 常時2人以下の家事使用人に支払われる場合。(翌年に他の所得と総合して所得割が課税されます。)
- (2) 死亡により退職した人に支給されるもので、その相続人に支給されるもの。 (相続税の対象となります。)
- (3) 退職に伴う転居のために、必要とされる範囲内で支払われる旅費等。

#### 2. 納 税 義 務 者

納税義務者は、退職手当等の支払いを受ける人ですが、退職者の退職手当に対する市 民税・道民税は、退職手当の支払者がその税額を計算して特別徴収を行い、退職手当等 の支払いを受けるべき日(通常は退職した日。以下同じ。)の属する年の1月1日現在 の住所地の市町村に納めていただくことになります。

ただし、次に掲げる人には課税されません。

- (1) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護 法による生活扶助を受けている人。
- (2) 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有していない人。
- (3) 退職手当等の収入金額が、退職所得控除額より少ない人。



#### 3. 税額の算出方法

退職所得に対する税額の求め方は次のとおりです。

(1) 「退職所得控除額」の求め方

次ページの表により勤続年数から「退職所得控除額」を求めます。この際、勤続年数の端数は切り上げとします。

また、障がい者となったことにより退職したと認められるときは、次表の控除額に 100万円を加算してください。

- (2) 「退職所得の金額」の求め方
  - ア. 勤続年数 5 年以下の役員等に対して支払われる退職手当等の場合 退職所得の金額=退職手当等の金額-退職所得控除額
  - イ. 勤続年数5年以下の役員等以外の方に対して支払われる退職手当等の場合
    - ①退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合 退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×1/2
    - ②退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

退職所得の金額=150万円+ {退職手当等の金額-(300万円+退職所得控除額)}

ウ. 上記以外の方に対して支払われる退職手当等の場合

退職所得の金額= (退職手当等の金額-退職所得控除額) ×1/2

(3) 市民税・道民税の求め方

		税	率
退職所得の金額	×	市民税	道民税
		6 %	4 %

税	額
市民税額	道民税額
(A)	(B)

- (注) 1 退職所得の金額(上記(2)で算出した額)に、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てる(退職所得の金額は、1,000円単位)。
  - 2 市民税額(A)、道民税額(B) に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ 100円未満の端数を切り捨てる(特別徴収すべき税額は100円単位)。

#### 退職所得控除額表

勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額	勤続年数	退職所得控除額
2 年以下	800,000円	16 年	6,400,000円	30 年	15,000,000円
3 年	1,200,000円	17 年	6,800,000円	31 年	15,700,000円
4 <b>年</b>	1,600,000円	18 年	7,200,000円	32 年	16,400,000円
5年	2,000,000円	19 年	7,600,000円	33 年	17,100,000円
6 年	2,400,000円	20 年	8,000,000円	34 年	17,800,000円
7年	2,800,000円	21 年	8,700,000円	35 年	18,500,000円
8年	3,200,000円	22 年	9,400,000円	36 年	19,200,000円
9 年	3,600,000円	23 年	10,100,000円	37 年	19,900,000円
10 年	4,000,000円	24 年	10,800,000円	38 年	20,600,000円
11 年	4,400,000円	25 年	11,500,000円	39 年	21,300,000円
12 年	4,800,000円	26 年	12,200,000円	40 年	22,000,000円
13 年	5,200,000円	27 年	12,900,000円	41 年以上	次の算式により求めます
14 <b>年</b>	5,600,000円	28 年	13,600,000円		8,000,000円+700,000円
15 年	6,000,000円	29 年	14,300,000円		×(勤続年数-20 年)

- 〔注1〕 勤続年数の端数は切り上げます。(例えば19年2ヶ月は、20年とします)
- [注2] 障がい者となったことにより退職したと認められるときは、上記の控除額表に 100 万円を加算します。

#### 4. 納 入 方 法

退職所得に係る市民税・道民税は、特別徴収した翌月10日までに、給与所得に係る 特別徴収税額とあわせて納入してください。

納入書をお使いの際は、納入書の裏面にある「納入申告書」に該当事項(12ページ の記載例を参照)を必ず記入し、電子納付の場合は、必要事項を別途お知らせください。

#### 【必要事項】

特別徵収義務者指定番号、月分、人員、退職手当等支払金額、 特別徵収税額(※市・道民税内訳)



#### 【説例1】退職所得に係る市民税・道民税額の計算

勤務年数 25 年で退職した者への、14,223,632 円の退職手当等を支払う 場合の退職所得に係る市民税・道民税額の算出

#### (答)

- 1 退職所得控除額の計算 8,000,000 円+700,000 円×(25 年-20 年) = 11,500,000 円 (所法 30③ II)
- 2 退職所得の金額  $(14,223,632 \ \text{円}-11,500,000 \ \text{円}) \times 1/2 = 1,361,816 \ \text{円} \rightarrow 1,361,000 \ \text{円}$   $(1,000 \ \text{円未満の端数は切捨て(法 } 20 \ \text{の } 4 \ \text{の } 2 \ \text{①}))$
- 3 退職所得に係る市民税・道民税額
  - (1) 市民税・道民税額(地方税法第 35 条、50 の 4、314 の 3、328 の 3) (課税退職所得金額)(税率)

市民税 1,361,000 円 × 6% = 81,660 円 道民税 1,361,000 円 × 4% = 54,440 円

市民税額 81,600 円

(100円未満の端数がある場合は切捨て(法20の4の2③))

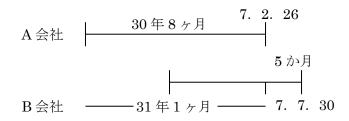
道民税額 54,400 円

(100円未満の端数がある場合は切捨て(法20の4の2③))

【説例2】同一年中に2以上の退職手当等を支払う場合

退職手当等 32,500,000 円 A会社の退職 退職した日 令和7年2月26日 の場合の市民 勤続年数 30年8か月 税•道民税額 退職手当等 1,500,000 円 の算出 B会社の退職 退職した日 令和7年7月30日 勤続年数 4年

(答)



(1) A 会社が徴収する税額

※勤続年数は、30年8か月を切り上げて31年となります。

- 1 退職所得控除額の計算 8,000,000 円+700,000 円 $\times$  (31 年-20 年) = 15,700,000 円
- 2 退職所得の金額  $(32,500,000 円 -15,700,000 円) \times 1/2 = 16,800,000 円 \times 1/2 = 8,400,000 円$
- 3 退職所得に係る市民税・道民税額

(課税退職所得金額)(税率)

市民税額 8,400,000 円  $\times$  6% = 504,000 円 道民税額 8,400,000 円  $\times$  4% = 336,000 円

#### (2) B会社が徴収する税額

- (注) B 会社が徴収する税額は、その年中に支払を受けた退職手当等に係る市民税・ 道民税額の総額から、A 会社において、既に徴収された税額を差し引いた額とな ります。
  - 1 退職所得控除額の計算

8,000,000 円 +700,000 円× (32 年 - 20 年) = 16,400,000 円

※勤続年数は、A 会社の退職手当等に係る勤続期間 30 年 8 か月に B 会社の退職手当等に係る勤続期間 4 年のうち、A 会社の退職手当等に係る勤続期間と重複していない期間 5 か月を加えると 31 年 1 か月となりますから、切り上げて 32 年となります。

#### 2 退職所得の金額

(34,000,000 円-16,400,000 円) ×1/2=17,600,000 円×1/2=8,800,000 円 ※退職所得の金額は、A 会社の退職手当等32,500,000 円にB 会社の退職手当等を加えた34,000,000 円となります。

3 退職所得に係る市民税・道民税額

(課税退職所得金額)(税率)

市民税額 8,800,000 円  $\times$  6% = 528,000 円 道民税額 8,800,000 円  $\times$  4% = 352,000 円

4 B会社が徴収する税額

 $\left(\begin{array}{ccccc} \mathcal{E}_{0} & \mathcal{E}_{0$ 

※勤続年数5年以下の法人役員等の場合は、退職金の計算上、2分の1を乗ずる計算 の適用はありません。

#### 第6 地方税共通納税システム(eLTAX)について

#### 1. eLTAX のご案内について

網走市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム「eLTAX (エルタックス)」のサービスを行っております。eLTAX を導入することでインターネットを利用した申告書等の提出、地方税共通納税システムによる電子納付が可能となります。

また、令和6年度からは特別徴収税額通知を電子データで受け取ることが可能となりました。

エルタックスのご利用を検討されている事業所様におかれましては、事前にパソコン環境の準備や利用者IDの取得、必要に応じて電子証明書の取得など所定の手続きが必要になります。手続きや操作などの詳細は、エルタックスを運用している地方税共同機構へお問い合わせください。

#### ■エルタックスで利用できる手続き(個人住民税)

個人市	•	道民税
(住)	Z	税)

給与支払報告書、給与所得者異動届、特別徴収義務者の所在地・名称変 更届などの届出、特別徴収の住民税・退職所得に係る住民税の電子納入、 特別徴収税額通知の電子データ受取

※給与支払報告書等を提出される際に、特別徴収となる従業員がいる場合には、網走市から指定しております「特別徴収義務者番号」を必ず 入力してください。

#### ■利用時間

月~金曜日の午前8時30分~午前0時

※土日祝日及び12月29日~1月3日の年末年始は利用できません。

#### ■問合先

◎エルタックスについては…

◎個人住民税(特別徴収)については… 網走市役所税務課市民税係(0152-67-5408)

